

# 消費税導入28年ますます怒り強まる

4月1日(土) 消費税10%増税中止を求めて、署名・宣伝行動が行われました。消費税が導入されて28年になります。全国一斉に行われた行動に呼応して「消費税廃止吹田連絡会」が、阪急南千里駅前で行動しました。新日本婦人の会吹田支部や吹田民主商工会から7名が参加しました。ハンドマイクで最悪の大衆課税である消費税の増税中止、5%に引き下げると訴えました。約1時間で署名が32筆集まり、ビラ300枚を配布しました。署名をした豊中市の方は「森友学園に国有地をタダ当然に売却したことは納得できません。」と語っていました。また、「税金は払うべきだと思いますが、私たちが払った税金がこんなことに使われているのは納得ができません」と怒りをあらわにされる方もおられました。新日本婦人の会の会員さんが用意したシール投票では、投票に参加した29名全員が消費税増税中止にシールを貼りました。年配の女性の方は「消費税が上がり、年金が下がるんでは生活できません。」と語り、消費税増税に対する怒りの声がシール投票とともにぶつけられました。



## 一人親方や従業員4人以下の建設業者の皆さん

# 社会保険の加入義務はなく、国保・国民年金で現場入場できます

「一人親方は厚生年金等の対象外」 石井啓一・国交相が答弁



「4月から現場に入れない」「社会保険に入れといわれた」一建設現場で混乱と不安が広がっています。

3月31日、衆院・国土交通委員会で日本共産党の本村伸子議員(写真)は「元請け企業の間違った理解のために下請が現場から排除され、倒産や廃業の危機におちいらせてはならない」と質問。石井国交相は、「一人親方は厚生年金(社会保険)等の対象外」と答え、「周知徹底を図る」と約束しました。

## 社会保険料が払えないような単価は建設業法違反の恐れ

同委員会で石井国交相は本村議員に「元請けが一方的に工事費を削減するなど実質的に法定福利費をまかなうことができない金額で契約を結ぶと建設業法19条の3(別項)に違反する恐れがある」と答弁しました。

「従来の単価に法定福利費は含まれている」など、工事単価を引き下げて社会保険料を別枠表示させる元請けの対応が法律違反になる可能性があります。民商・全商連は法定福利費を単価に上乘せするよう国の指導強化を求めています。

**第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)** 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

## 社会保険・労災加入、法人設立・決算

# 一人で悩まず民商へ

民商では、社会保険への加入や、納めきれない場合の対応など、社会保険の悩みに応えています。また、厚生労働大臣認可の労働保険事務組合があり、労災や雇用保険への加入もできます。法人設立や決算もみんなで教え合って、自分でできるようにしています。一人で悩まず、民商にご相談ください。●「社会保険料の負担軽減署名」にご協力ください!

## 伝言板

法人部会 税金をめぐる情勢の学習会

4月10日(月) 朝10時・4月11日(火) 昼1時30分

4月12日(水) 夜7時 会場は民商会館です。

※禰屋裁判の判決の内容、国税通則法改悪、マイナンバー制度、インボイス制度の内容など。

府営住宅総合募集

4月17日(月) までに郵送で申し込みを!

申込用紙は民商事務所にあります。

労働保険年度更新相談会

4月17日(月) 昼2時と夜7時

4月19日(水) 夜7時・4月21日(金) 昼2時

場所はどちらも民商会館

※認印(会社の場合代表者印)・労働者名簿を記入してご持参下さい。また、建設業の方は元請工事の金額を記入してきて下さい。

無料法律相談

4月20日(木) 昼1時 民商会館

北大阪総合法律事務所の弁護士が相談します。相談を希望される方は、事前に予約が必要です。

国保料・市民税の減免、分納相談会

4月24日(月) 昼1時30分 市役所1階ロビー集合

相談を希望される方は、事前に担当事務局まで連絡をお願いします。